

美幌町成年後見支援センターが お手伝いできることの一部紹介

① 総合相談

- 認知症や知的・精神障がいのあるご本人ご家族はもとより、福祉・医療機関などからのご相談にも応じています。
- 来所・電話・訪問にて対応し、ご本人に一番よい制度・サービスを一緒に考えて、手続きの支援を行います。
- 秘密は厳守します。



相談支援員
一般相談



相談支援員
訪問相談



社会福祉士・
精神保健福祉士
専門相談

② 利用支援

- ご本人やご家族の成年後見等申立ての手続きのお手伝いを行います。
(申し立てをする親族がない場合のご相談にも応じます)



相談
申立人・申立て必要書類の準備など



申立て書類作成等の助言



申立て同行支援
家庭裁判所

③ 住民向け啓発講座・出前講座

成年後見制度を住民の方に広く知ってもらうため講座を開催します。



住民向け啓発講座



出前講座
(こちらからお伺いして講話します)

美幌町成年後見支援センター

保存版



このような困りごとは
ありませんか？

- 周囲から「そろそろ後見を」と言われたが何をすればいいかわからない。
- 成年後見制度を利用したいけれど、費用がかかると思い、悩んでいる。

制度

- 親の定期預金の解約をしようとしたら、銀行から後見制度を利用して手続きをするよう言われた。
- 自分で金銭管理をすることが難しくなってきた親族がいる。

財産

- 障がいを持つ子どもの親亡き後が、心配だ。
- 頼る人もいないので「認知症になったら」と思うと心配だ。

これから

- 福祉サービスを利用したいと思うが、一人で契約するのは心配だ。
- 物忘れが増えてきたので消費者被害が心配だ。

契約



©八吉

お問い合わせは

社会福祉法人 美幌町社会福祉協議会内
美幌町成年後見支援センター

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目25番地美幌町役場庁舎内1階(8番窓口)

☎0152-72-1165

受付時間: 平日 8:45~17:30

土・日・祝日・年末年始はお休みになります

【令和4年3月発行】

ふくし権利擁護推進委員会

委員長 佐藤 庄一 (理事)
副委員長 高橋 敬子 (理事)
委員 石川 亘 (理事)

お困りのときは、まずはお電話ください。

☎72-1165

月~金曜 8:45~17:30

祝日・年末年始はお休みになります



社会福祉
法人

美幌町社会福祉協議会

成年後見 制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

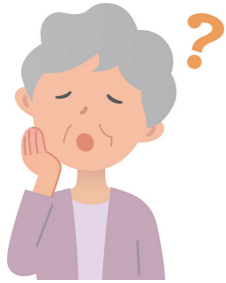
成年後見人等が本人の意志を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されます。

後見

判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方



保佐

日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方



補助

重要な財産の管理などを一人で行うことに不安がある方



低い

判断能力

高い

任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分で代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

北見公証役場

北見市大通西2丁目1番地
まちきた大通ビル(パラボ)5階
TEL0157-31-2511



将来的に
成年後見制度を
利用したい方



公証役場

任意後見人

自分自身で信頼できる人を任意後見人として選び、後見してもらいたい事務の内容を予め契約によって取り決めておきます。

判断能力の低下が見られたら、家庭裁判所に申し立て、希望に沿った援助を受けることが可能になります。



成年後見制度利用までの流れ

法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、財産の管理や福祉サービスの契約が一人ではできない

任意後見制度

将来に備え、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶ

判断能力が不十分になったとき

家庭裁判所 申立て

後見・保佐・補助 開始の申立て

*申立ては
本人、配偶者、
四親等内親族、
市町村長等

〈申立てに必要なもの〉
申立書、戸籍謄本、住民票、
登記されていないことの証明書、
診断書、財産目録など

任意後見監督人 選任の申立て

*申立ては
本人、配偶者、
四親等内親族、
任意後見人等

家庭裁判所 審判手続

審問：必要に応じ、裁判官による事情の聞き取り
調査：家庭裁判所調査官による調査（申立人、本人、後見人等候補者）
鑑定：後見と保佐は、本人の判断能力について鑑定

※省略される場合もあります

家庭裁判所 審判

後見人等の選任

支援の開始

